

介護福祉施設 サービス利用契約書

社会福祉法人 帝塚山福祉会
特別養護老人ホーム 阪 和 苑

介護福祉施設 サービス利用契約書

甲（利用者）

乙（事業者） 社会福祉法人 帝塚山福祉会 特別養護老人ホーム 阪和 苑

社会福祉法人 帝塚山福祉会 特別養護老人ホーム 阪和 苑（以下、本施設といいます。）のサービスを利用するにあたり、次のとおり介護福祉施設サービス利用契約を締結します。

記

第1条（契約の目的）

- 1 本契約は、介護保険法等関係諸法令の定めるところにより、甲に対し、この契約の定めるところに従って指定を受けた本施設において、甲がその有する能力に応じ自立した日常生活を確保することを目的とします。
- 2 乙は、サービス提供にあたっては、甲の要介護状態区分、及び甲の被保険者証に記載された認定審査会意見に従って、甲に対しサービスを提供します。

第2条（契約の期間）

- 1 本契約の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとします。
ただし、契約期間満了以前に甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が変更された場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日までとします。
- 2 前項の契約期間満了の2週間以上前までに甲から更新拒絶の申し出がない場合、乙は甲に対し、契約更新の意思があるものとし、本契約と同一内容で引き続き契約期間の更新を行うものとし、以降も期間更新をする場合は同様に行うものとします。
- 3 本契約が自動更新された場合は、更新後の契約期間は、従前の契約期間経過の翌日から更新後の要介護認定有効期間満了日までとします。
ただし、契約期間満了以前に甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が変更された場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日までとします。

第3条（施設サービス計画）

- 1 乙は、介護支援専門員に、甲のための施設サービス計画を作成する業務を担当させます。
- 2 担当介護支援専門員が、甲のための施設サービス計画を作成する際には、甲、甲の家族、身元引受人等の関係者から事情をよく聞いて、甲の有する能力や置かれている環境に基づいて、甲が最も人間的で自立した日常生活を送られるよう配慮します。
- 3 乙は甲の施設サービス計画を作成後もその実施状況などを把握し、必要に応じて

見直しや変更をします。

- 4 甲あるいは甲の家族または身元引受人は、乙に対していつでも乙が作成した施設サービス計画の閲覧・説明を求めることが出来、その結果乙の作成した施設サービス計画の変更を申し出ることが出来、乙の介護支援専門員等は甲の希望をよく聞き、希望に添った施設サービス計画の作成に努めることとします。

第4条（介護サービスの内容）

- 1 乙は、甲に対し、前条により作成された甲のための施設サービス計画に基づき、別紙「重要事項説明書」記載の各種介護サービスを提供します。
- 2 乙は、甲に対し、前条により甲のための施設サービス計画が作成されるまでの間は、甲がその有する能力に応じて自立した日常生活を送られるよう配慮し、適切な各種介護サービスを提供します。

第5条（利用料）

甲は、乙からサービスの提供を受けたときは、乙に対し、別紙「重要事項説明書」の記載に従い、利用料自己負担分を支払います。

第6条（身体的拘束その他の行動制限）

乙は、甲または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、甲に対し、身体的拘束その他の方法により甲の行動を制限しません。

第7条（介護サービス記録）

- 1 乙は、甲に対する介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。
- 2 甲は、乙に対しいつでも、前項の記録の閲覧・謄写を求めることができます。甲に意思能力がない場合には、必要に応じて甲の家族は、前項の記録の閲覧・謄写を求めることができます。

謄写の場合、乙は実費相当額を請求者に請求することができます。

第8条（甲の解約権）

甲は乙に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合は、7日間以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日にこの契約は解除されます。

第9条（甲の解除権）

乙が、介護保険法等関連諸法令及び本契約に定める債務を履行しなかった場合、または不法行為を行った場合には、甲は乙に対し、いつでもこの契約の解除を申し入れることができます。この場合は、申し入れ時に契約解除となります。

第10条（乙の解除権）

乙は、甲が次の各号に該当する場合には、2週間以上の予告期間をもってこの契約を解除することができます。ただし二号から四号に規定する事項のうち、甲自身や他の利用者等に生命または身体安全上危険が及ぶことが考えられ、緊急的な事態の場合には、ただちに契約解除ができるものとします。

- 一 甲が正当な理由なく、利用料その他甲が乙に対し支払うべき費用を2か月分以上滞納したとき。

- 二 甲の行動が、他の利用者の生命または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、乙において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき。
- 三 甲が重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺をするおそれが極めて大きく、乙において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき。
- 四 甲が故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないとき。

第11条（契約の終了）

次の各号に該当する場合は、本契約は終了します。

- 一 第2条1項及び2項により、契約期間満了日の2週間以上前までに甲から更新拒絶の申し入れがあり、かつ契約期間満了したとき。
- 二 要介護認定の更新において、甲が自立又は要介護1～2・要支援と認定されたとき。
- 三 甲が死亡したとき。
- 四 甲について病院または診療所に入院した場合で、明らかに入院後3ヶ月以内に退院できる見込みのない場合に、その病院または診療所において甲を受け入れる態勢が整ったとき。
- 五 甲が病院又は診療所に入院した後、入院後3ヶ月を経過しても、退院できないことが明らかになったとき。
- 六 甲について他の介護保険施設への入所が決まり、その施設において甲を受け入れる態勢が整ったとき。
- 七 ハラスメント行為に該当し、ハラスメントのリスクが継続する場合は、「著しい不信行為」「本契約を継続しがたいほどの背信行為」に該当すると判断し、事業所からの契約解除となります。

第12条（契約終了後の退所と精算）

- 1 この契約終了後、甲はただちに本施設を退所します。
- 2 契約期間中に契約が終了した場合、サービスの未給付分について乙がすでに受領している利用料があるときは、乙は甲に対し相当額を返還します。
- 3 この契約の終了により甲が本施設を退所することになったときは、乙はあらかじめ甲の受入先が決まっている場合を除き、居宅介護支援事業者またはその他の保健機関、医療機関、若しくは福祉サービス機関等と連携し、甲の生命・健康に支障のないよう円滑な退所のために必要な援助を行います。

第13条（秘密の保持）

乙及び乙の職員は、正当な理由がない限り、業務上知り得た甲、甲の家族または身元引受人の秘密を保持します。

第14条（事故発生時の対応及び損害賠償）

- 1 乙は、甲に対する介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、すみやかに、甲の家族、身元引受人等関係者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 前項の場合において、事故が発生した場合は、乙はすみやかに甲の損害を賠償します。ただし、乙に故意過失がない場合にはこの限りではありません。

- 3 前項の場合において、当該事故発生につき甲に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。

第15条（サービスに関する苦情処理）

- 1 甲、甲の家族または身元引受人は、乙が提供する介護サービス等に疑問や苦情がある場合、いつでも別紙「重要事項説明書」記載の苦情受付窓口に問合せ及び申し立てることができます。
- 2 乙は甲、甲の家族または身元引受人から前項の疑問問合せ及び苦情申立がなされたことをもって、甲に対しいかなる不利益、差別的取り扱いもいたしません。

第16条（成年後見人又は保佐人及び身元引受人兼連帯保証人）

- 1 乙は甲に対し、身元引受人兼連帯保証人を求めます。ただし、身元引受人兼連帯保証人を立てる事ができない相当の理由が認められる場合はこの限りではありません。
- 2 身元引受人兼連帯保証人は、本契約に基づく甲の乙に対する一切の債務について、極度額50万円の範囲内で甲と連帯して履行の責を負うとともに、乙と協議し、必要なときは甲の身柄及び甲の所有物を引き受ける責任を負うものとします。
- 3 成年後見人又は保佐人及び、身元引受人兼連帯保証人は常に居所を明らかにし、電話番号、転居、氏名等を変更したときは直ちに乙に通知し、乙からの連絡に支障ないように努めます。
- 4 成年後見人又は保佐人及び、身元引受人兼連帯保証人は、次の各号の責任を負います。
 - 一 甲が疾病等により、医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に行えるように協力すること。
 - 二 契約終了の場合、乙と連携して甲の状態に見合った適切な受入先の確保に努めること。
 - 三 甲が死亡した場合の遺体及び遺留金品の引受、その他必要な措置をすること。

第17条（一時外泊）

- 1 甲は、乙の同意を得た上で、概ね一週間の期間で、ホーム外で宿泊することが出来ます。この場合、甲は宿泊開始日の二日前までに乙に届け出てください。
- 2 前項に定める期間中において、甲は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を乙に支払うものとします。

第18条（契約に定めのない事項）

この契約に定めのない事項について疑義が発生したときは、介護保険法、その他諸法令の定めるところを尊重し、甲、甲の家族及び身元引受人との間で協議の上、誠意を持って解決するものとします。

本契約を証するため、甲乙は署名又は記名押印のうえ本契約書を2通作成し、甲乙各1通保有します。

年 月 日

(利用者 甲)

私は、以上の契約につき説明を受け、その内容を理解し、本契約を申し込みます。

住 所

氏 名

印

電話番号

私は、利用者の意思を確認した上、上記署名を代行しました。

代筆者氏名

甲との続柄

(成年後見人又は保佐人)

私は、以上の契約につき説明を受け、成年後見人・保佐人の責任について理解しました。

住 所

氏 名

印

甲との続柄 (成年後見人・保佐人) 電話番号

(身元引受人兼連帯保証人)

私は、以上の契約につき説明を受け、身元引受人兼連帯保証人の責任について理解しました。

住 所

氏 名

印

甲との続柄 電話番号

(事業者 乙)

当施設は、甲の申し込みを受け、本契約に定める義務を誠実に履行します。

所在地 大阪市阿倍野区松崎町2丁目3番10号

名称 社会福祉法人 帝塚山福社会
特別養護老人ホーム 阪和苑

代表者

理事長 藪本 武志

電話番号 06-6626-3731

